



そこで、この条例の策定にあたり、パブリックコメント制度の 手続きの流れに基づいて、市民皆さんのご意見を募集します。 市では、「歩きたばこ等の防止に関する条例」を策定します。

マナーやモラルの向上の必要性が の取り組みが進められています。 利用する建物内での受動喫煙の防 努力義務が課せられ、多くの人が きたばこは定めがないため、禁煙 止措置が定められ、禁煙や分煙へ 健康増進法」で、受動喫煙防止の しかし、公共の道路などでの歩 平成15年5月1日に施行された

喫煙マナー を守るために

て喫煙していただくように規定す 喫煙者に対して、マナーを守っ

条例の主な特徴

務をもうける。ただし、立ち止ま は、歩きたばこをしない努力義 歩きたばこなどの 危険性」を 考え、市内全域の公共の場所で

> 詳しくは、閲覧場所に用意して ある条例案をご覧ください 過料などの罰則規定は設けない 囲の人に対する人体などへの り、周囲に配慮して、携帯灰皿 止地区を設ける 被害防止のために、路上喫煙禁 人の往来が多い場所などで、周 を使用した喫煙は可能とする

ご意見をお待ちします

6月1日 ~6月28日 条例案の閲覧と意見募集の期間

条例案の閲覧場所

階)、地区センター、出張所、公式ホ ームページ 生活環境課、行政資料室(市役所2

記入事項(住所、氏名(法人や団体 は、その名称と代表者名)、電話番 意見の提出方法

提出方法・郵便、ファックス、Eメ 号、ご意見

> ません ール、ホームページ内専用フォーム 用紙はA4サイズで様式は問い

寄せられたご意見は

意見の公表

ていただく場合があります。なお、 とはありません。 個人情報については、公表するこ 条例への反映 ご意見などの内容は、公表させ

た、ご意見に対する市の考え方は、 し、総合的に条例を策定します。ま 公式ホー ムページなどで公表しま お寄せいただいたご意見を考慮

回答することはありませんの で、あらかじめご了承ください いただいた意見に対し、個別に

意見の提出先・問合せ

市民皆さんの声をお聴きする手続き

ハブリックコメントを

イドライン(指針)」を定めました。「狭山市パブリックコメント手続きのガ決定過程への市民参画を推進するため、見などを提出できる機会を確保し、政策市では、市民皆さんが市政に対する意

パブリックコメント手続きとは

は、市の重要な計画など

で、市の政策形成過程に

この手続きを経ること

おける公正の確保と透明

パブリックコメントと

【パブリックコメントの概要】

| 市が作成した計画案などを皆さんに公表します | |
|---|--|
| 公表するもの | 公 表 方 法 |
| 市政の基本的な方向性を示す計画や条例など 市民などの生活に重大な関わりのある条例など その他、市長が特に必要と判断したもの | 公式ホームページ 広報さやま 行政資料室などでの閲覧・配布 その他 |

| 皆さんから計画案について、ご意見を提出していただきます | |
|---|-----------------|
| 提出できる方 | 提 出 方 法 |
| 市内にお住まいの方 | 公式ホームページ内専用フォーム |
| 市内に通勤・通学の方 | 電子メール |
| 市内に事務所・事業所を有する方 | ファクシミリ |
| 市税の納税義務者 | 郵便 |
| 計画案の利害関係者 | 担当課に持参 |
| 注意事項 住所・氏名を明記してください 法人などは、所在地・名称・代表者氏名) | |

| いただいたご意見を考慮のうえ、結果を公表します | |
|---|--|
| いただいたご意見は | 公 表 方 法 |
| ・ご意見の総数や概要と市の考え方を公表します。 採用する場合…その意見に基づいた計画案の内容を 公表します 採用しない場合…その理由と市の考え方を公表します | 狭山市公式ホームページ 広報さやま 行政資料室などでの閲覧 その他 個別の回答はしません |

上記のパブリックコメントを実施した後に

最終案決定

議会の議決を要するものは議会へ提案・議決

施行·実施

表する一連の手続きのこする市の考え方などを公

問合せ広報課へ

内線1142

するとともに、提出され終的な計画案などを決定

た意見と、その意見に対

ではありません。

画などの賛否を問うものにするためのもので、計画案などをより良いもの

いた意見を考慮して、最

そして、お寄せいただ

見を募ります。

とを目的としています。かれた市政運営を行うこ性の向上を図り、より開

なお、この手続きは、計

皆さんなどに公表し、意まず、その素案を市民のを策定するにあたって、